

今後の水道事業の 財政措置の必要性

第3回 兵庫県水道事業のあり方懇話会資料

1 現行制度

(1) 一般会計繰出金

平成28年度地方財政計画における水道事業に対する繰出金は、1,267億円（対前年度比2.7%増）（うち簡易水道394億円）が確保され、従前からの繰出基準が維持されたものの、下水道事業と比べると、水道事業に対する繰出基準は限定されており、料金収入による独立採算がより強く求められる制度となっている。

地方財政計画繰出金の比較（水道事業・下水道事業）

	地方財政計画 繰出金（H28） A	決算規模 （H26） B	割合 A/B
水道事業	1,267億円	41,948億円	3.0%
下水道事業	14,872億円	56,169億円	26.5%

※決算規模

法適用：総費用（税込）－減価償却費＋資本的支出

法非適用：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

(2) 主な水道事業に係る交付税措置 ～上水道の建設改良～

水道水源開発施設整備事業・水道広域化施設整備事業などで国庫補助の対象となる場合や相互連絡管整備、基幹水道構造物（浄水場・配水池等）耐震化、水道管路耐震化などの災害対策事業など、交付税措置の対象は極めて限定的であり、上水道事業の資本費は、原則、料金収入で回収することが前提となっている。

ア 交付税措置のある事業

繰出基準で列記された特定の事業のみ

例：水道水源開発施設整備・水道広域化施設整備（国庫補助対象）

← 国庫補助基本額 →		
国庫補助金等 1/3	一般会計出資債 1/3 普通交付税 50% (元利償還ベース)	上水道事業債 1/3 交付税措置なし

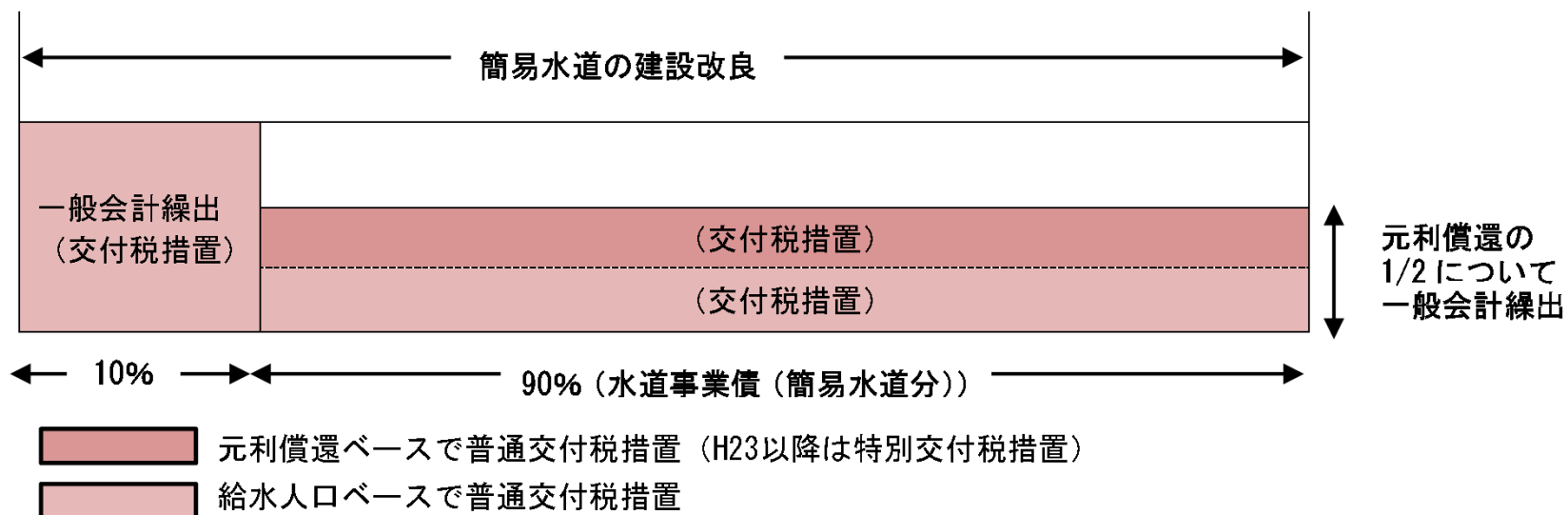
イ 交付税措置のない事業

管路更新など一般的な建設改良に係る元利償還については、原則、料金収入のみで対応

(3) 主な水道事業に係る交付税措置 ～簡易水道の建設改良～

建設改良費の一部（10%）について一般会計繰出がなされ、当該繰出に要する経費について交付税措置（100%）が講じられる。また、建設改良費に充てた水道事業債（簡易水道分）に係る元利償還金の2分の1について、一般会計繰出がなされ、当該繰出に要する経費について交付税措置（100%）が講じられる。

このように、簡易水道については、資本費負担の軽減を図るため、上水道と比較して、手厚い交付税措置がなされている。



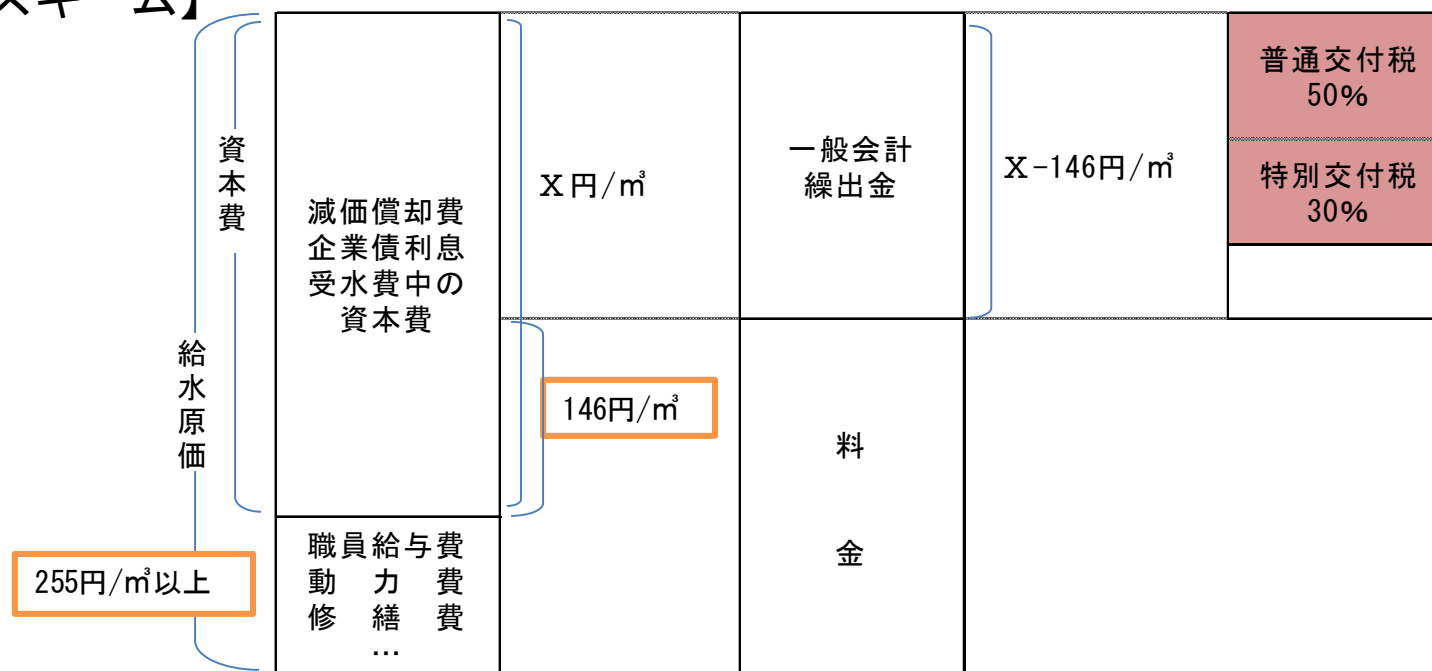
(4) 主な水道事業に係る交付税措置 ～高料金対策～

自然条件等により資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない水道事業について、料金格差の縮小に資するため、資本費の一部について一般会計繰出がなされ、当該繰出に要する経費について交付税措置（80%）が講じられる。

【条 件】 1 m³当たりの資本費及び給水原価がそれぞれ次の要件を満たす事業

- ・ 資本費 : 146円/m³以上 (全国平均の2倍)
- ・ 給水原価 : 255円/m³以上 (資本費が141~151円/m³ (上記の±5円) の団体平均)

【スキーム】



2 新たな財政措置の必要性

【簡易水道の統合推進】

厚生労働省により、平成19年度から平成28年度までの10年間、期限を区切って簡易水道事業の統合が推進され、平成21年度までに統合計画を策定しない場合は、原則として国庫補助が受けられないとされた。

【県内市町の状況】

国の動きを踏まえ、県内市町でも簡易水道の上水道への統合が進展した。

※県内簡水 H19年4月：14団体（110事業）→H28年6月：7団体（72事業）→H29年4月：1団体（6事業）

しかし、統合の実態を見ると、地理的な要因により施設の統廃合を伴わない事業統合（ソフト統合）とならざるを得ない団体が多く（**統合事業の約7割**）、国が意図した経営の効率化、経営基盤の強化等に至っていないと思われる。

【条件不利地域における水道事業への支援】

経営実態に変化がない中、簡易水道に対する財政措置のみが上水道レベルに切り下げられることとなる。

しかし、水道事業は生活に不可欠であり、どの地域においても当面給水の必要性が継続することを踏まえると、**持続可能な経営が確保されるよう、条件不利地域における水道事業に対して新たな支援が必要**ではないか。